

金融機能の再生のための緊急措置に
関する法律第13条に基づく報告書

平成13年8月2日

茨城商銀信用組合

金融整理管財人

目 次

	頁
I. 管理を命ずる処分を受けるに至った経緯等について	
1. はじめに	1
2. 経営破綻の原因	1
(1) 当組合をとりまく経営環境と経営状況	1
(2) 経営破綻に至った経緯	1
(3) 破綻に至った要因	1
3. 管理を命ずる処分までの状況	2
(1) 資本の状況	
(2) 自己資本回復の断念	2
II. 業務及び財産の状況について	
1. 与信業務	2
2. 預金業務	3
3. 投資等業務	3
(1) 投資有価証券	3
(2) 商品有価証券	3
4. 固定資産等の状況	4
5. 不良債権の状況	4
6. 関連会社の状況	5
III. 事業譲渡等の見込みについて	
1. 基本方針	5
(1) 早期譲渡	5
(2) 優良な顧客基盤・資産の維持	5
(3) 経費の削減	5
(4) 地域金融機能の維持	5
(5) 内部管理体制の整備	5
(6) 責任追求体制の確立	5
2. 具体的施策	6
3. 事業譲渡の見込み	6

I. 管理を命ずる処分を受けるに至った経緯等について

1. はじめに

当組合は、平成13年2月16日、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（以下「金融再生法」という。）」第68条第1項に基づく申出を内閣総理大臣に対し行いました。これを受けて同日、内閣総理大臣より金融再生法第8条第1項第2号に基づき「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分」（以下「管理を命ずる処分」という。）を受けました。金融整理管財人は、金融再生法第13条に基づき、当組合が管理を命ずる処分を受ける状況に至った経緯等につき調査を行いましたので、以下のとおりご報告いたします。

なお、本調査作業につきましては、平成13年2月16日に選任されてから直ちに開始いたしましたが、時間的制約等もあり本報告書の内容について必ずしも十分ではないかと思われる事項もあります。

しかしながら、金融再生法第18条に基づく旧経営陣の民事上や刑事上の責任を明確にするための調査を続行しており、これらにつきましても、後日、より明らかにできるものと考えております。

2. 経営破綻の原因

(1) 当組合をとりまく経営環境と経営状況

当組合は、昭和48年8月29日、茨城県内に居住する在日韓国人の企業活動と生活の向上を目的として設立されました。営業地域については茨城県下一円とし、店舗は水戸市に本店、その他支店2店舗で営業しております。営業体制は主として訪問・集金活動により小口の預金を集め、それを地域の在日韓国人等の中小零細企業者等に対して融資する等地域経済の発展に寄与すべく事業展開を図ってまいりました。

(2) 経営破綻に至った経緯

協同組織金融機関として組合員への資金提供等業務拡大を図ってまいりましたが、バブル崩壊以降景気の長期低迷等によって、主要取引業態である遊技業、不動産業を中心に経営の悪化する取引先が続出し、貸出金の不良債権化が進むこととなりました。

また、内部牽制機能の形骸化から協同組合による金融事業に関する法律（以下「協金法」という。）第6条で準用する銀行法第13条に反する同一人に対する信用の供与等の限度額を超える貸出が行われた結果、これらの貸出が不良債権化したことを主因に、平成12年12月31日基準において自己査定を実施したところ大幅な債務超過と認められるに至りました。

こうした状況の中にあって、当組合では自主再建を断念し、破綻公表をするに至りました。

(3) 破綻に至った要因

融資審査内容に不明・不十分な点が見られることや、貸出金の回収・管理も十分とは言えず、また優良取引先の確保の努力、大口債権化の抑制など融資資産の内容の健全化へのシフト策も有効に講じてきた跡が見られず、貸出金を含めた資産運用面で効果的な経営施策が実現出来なかったことが破綻に至った主たる要因と考えます。

3. 管理を命ずる処分までの状況

(1) 資本の状況

当組合の平成12年3月期決算における自己資本比率は、4.14%でしたが平成12年9月に実施された関東財務局による検査を踏まえて、平成12年12月末日基準において自己査定を実施したところ1,286百万円の貸倒引当金の追加が必要となり、これを考慮した平成13年2月8日の修正バランスは、1,047百万円の大規模な債務超過に至り、自己資本比率は、▲14.7%と大幅に低下することとなりました。

その為、自己資本充実策として、①出資金の増強、②事業用不動産の売却、③債務者よりの担保積増し、④債権の回収、との目標を定め実現に向けて努力してまいりました。

(2) 自己資本回復の断念

当組合の平成12年3月末日現在の出資金総額が、244百万円という規模であることを勘案すると、短期間で自己資本を回復できるような多額の出資金を募ることは、きわめて困難であります。また、当組合の平成12年3月期の当期利益は、106百万円の赤字でしたが、平成12年12月末日基準における仮決算の当期利益は、1,361百万円の赤字であり、債務超過を解消する目途がたたず、自力再建を断念するに至りました。

このような状況を踏まえ、信託を回復することは著しく困難であり、預金等の払戻しを停止するおそれがあるとの判断に基づき、2月16日、内閣総理大臣に対し金融再生法第68条第1項に基づく申出を行うに至りました。

II. 業務及び財産の状況について

1. 与信業務

当組合の与信業務については、主要業種であるサービス業、飲食業及び不動産業を含む在日韓国人等の中小零細企業者や個人への融資が多くを占めております。

<貸出残高推移> 店舗数：3店

(単位：百万円、%)

	10年3月末		11年3月末		12年3月末		13年3月末		業界平均 (12年3月末)	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
貸出金残高	9,790	100	9,033	100	8,713	100	7,532	100	49,091	100
うち中小企業	8,711	89.0	7,938	87.9	7,619	87.4	6,689	88.8	35,525	72.4
うち個人	1,079	11.0	1,095	12.1	1,093	12.6	843	11.2	13,143	26.8
うちその他	-	-	-	-	-	-	-	-	423	0.8

※ 「その他」には、地方公共団体が含まれる。

2. 預金業務

当組合の預金業務では個人預金の構成比が高く、主に県下の在日韓国人を中心とした中小企業主やその家族、従業員、知人への活動により維持されてまいりました。

<預金残高推移> 店舗数：3店

(単位：百万円、%)

	10年3月末		11年3月末		12年3月末		13年3月末		業界平均 (12年3月末)	
		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比
預金残高	12,747	100	12,439	100	11,681	100	6,836	100	69,315	100
うち個人預金	10,426	81.8	10,214	82.1	8,646	74.0	5,341	78.1	54,554	78.7
うち法人預金	2,218	17.4	1,524	12.3	2,445	20.9	1,193	17.5	12,001	17.3
うちその他	102	0.8	701	5.6	590	5.1	302	4.4	2,760	4.0

※「その他」には公金預金、金融機関預金が含まれる。

3. 投資等業務

(1) 投資有価証券

投資有価証券につきましては、債券、株式の運用を行ってまいりましたが、破綻公表後、新規の取引は行っておりません。

<投資有価証券残高推移>

(単位：百万円)

	平成10年3月末	平成11年3月末	平成12年3月末	平成13年3月末	平成13年3月末の評価損益
投資有価証券	91	96	103	111	▲1
国債・地方債	27	33	40	48	3
社債	12	11	10	10	4
株式	52	52	52	52	▲10
その他	-	-	-	-	-
貸付有価証券	-	-	-	-	-

(2) 商品有価証券

当信用組合は、商品有価証券は保有していません。

4. 固定資産等の状況

当組合の3店舗については、土地、建物すべて自己所有であります。

保有固定資産（事業用不動産、所有不動産）の状況は以下のとおりです。

<固定資産の状況>（平成13年3月末）

（単位：百万円）

	土 地				建 物		
	件数	簿 価 取得価格	評価額	含み損益	件数	簿 価 取得価格	簿 価 償 却 後
事業用 不動産	3	173	152	▲20	3	376	137
所有 不動産	-	-	-	-	-	-	-

5. 不良債権の状況

当組合の不良債権は以下のとおりとなっています。

<リスク管理債権の状況>

（単位：百万円、％）

区 分	12年3月期		13年3月期		業界平均(12年3月期)	
	貸出金 残高	貸出金 に占め る割合	貸出金 残高	貸出金 に占め る割合	貸出金 残高	貸出金 に占め る割合
破綻先債権	309	3.5	409	5.4	1,381	2.8
延滞債権	2,053	23.6	3,739	49.7	2,965	6.0
3ヵ月以上延滞債権	903	10.4	9	0.1	401	0.8
貸出条件緩和債権	185	2.1	913	12.1	2,328	4.7
合 計	3,450	39.6	5,072	67.3	7,075	14.4

<金融再生法の開示債権>

（単位：百万円、％）

区 分	平成12年3月期		平成13年3月期		業界平均(平成12年3月期)	
	金額	債権の占める割合	金額	債権の占める割合	金額	債権の占める割合
破産更生債権等	626	6.2	4,019	10.3	3,116	6.0
危険債権	1,989	19.6	383	1.0	2,998	5.8
要管理債権	1,129	11.2	922	2.3	2,170	4.2
正常債権	6,382	63.0	33,748	86.4	43,363	84.0
合 計	10,128	100.0	39,072	100.0	51,647	100.0

6. 関係会社の状況

当組合は、該当ありません。

Ⅲ. 事業譲渡等の見込みについて

1. 基本方針

(1) 早期譲渡

預金保険機構による資金援助を前提に、円滑な事業譲渡を早期に行うことにより、金融仲介機能の維持および当組合の事業価値の劣化防止に努めます。

(2) 優良な顧客基盤・資産の維持

優良な顧客基盤や資産を維持し、金融機関としての信任を取り戻すとともに、顧客の信頼回復に全力を尽くします。

(3) 経費の削減

円滑な事業譲渡を行うため、人件費・物件費等の営業経費の削減を図ります。

(4) 地域金融機能の維持

当組合の営業地域において、引き続き地域の在日韓国人等の中小零細企業者等に対する金融サービスの提供に支障が生じないよう配慮いたします。

(5) 内部管理体制の整備

内部事務の厳正化及び相互牽制の徹底など体制面の整備を図り、受皿金融機関への円滑な事業譲渡を目指します。

(6) 責任追及体制の確立

金融再生法第18条に基づき、内部調査体制の整備を図り、旧経営陣等の責任を明確にいたします。

2. 具体的施策

金融再生法の趣旨を十分に踏まえ、業務の円滑な譲渡および善意かつ健全な取引先の保護のため、早期に事業譲渡を行うよう最大限努力いたします。

3. 事業譲渡の見込み

事業譲渡を行う相手先については、信用組合としての事業特性や地域経済及び、善意かつ健全な在日韓国人等の中小零細企業者を中心とする取引先への配慮を念頭に置き、早期に事業譲渡できるよう努力してまいります。

なお、韓国系信用組合をとりまく新たな全国統合の動きを注視しながら、正常運営中の在日韓国人信用組合協会傘下の個別の信用組合への事業譲渡を考慮してまいります。